

コンピュータ・プログラムに関する権利を著作権で保護するという考え方は、ようやく普及しつつある。一方で、その普及の度合にかなりのアンバランスがあることも、確かである。

一般のコンピュータ利用者が、著作権によるコンピュータ・プログラム保護についてかなり認識を深めていることは、今年になって行なわれたアンケート調査でもある程度分かる。これは著作権の認知度調査を直接に目的としたものではなく、プログラムの使用許諾契約やリバースエンジニアリングという特定のテーマを調査したものであるが、たとえば使用許諾契約にバックアップ以外の複製を禁止する条項があることについて、個人と企業を合わせた約 2800 の回答のうち、61%がやむを得ないとし、大いに不満だと答えたのは 8%に満たなかった。

筆者が所属する東京大学教養学部では、昨年からは理科、文科に関わらず「情報処理」という科目を必修にするという大胆なカリキュラムの改変を行なった。その授業の開始の時点でまれに、大学で使っているプログラム(たとえば Pascal 言語の処理系)をコピーさせてもらえないかと学生に聞かれて、びっくりすることがある。しかし、内部で作成し標準的に使っている情報処理の教科書では、プログラムの法的保護の問題に 1 章を割き、大学に入学したなるべく早い時点で、安易に複製することは許されないという感覚を身につけるよう、努力をしている。

専門家であるソフトウェアの技術者にとっても、著作権の考え方は馴染みが薄い面がある。たとえばリバースエンジニアリングにしても、技術者は通常、古くなってソース・プログラム以外に信頼できる文書が残っていないソフトウェアについて、その設計仕様をプログラムから回復することだと理解している。ところが、今、法律家の間で議論になっているのは他人の作ったソフトウェアを解析するという行為であり、またその判断基準は常に複製があるかどうかという点に求められている。これは技術者には分かりにくい。

しかし、議論となる問題はいろいろ残っても、著作権でプログラムの権利を保護するのは世界各国で共通した方針である。この前提の上で、法律家と技術者と、さらに一般利用者との認識を深めていかなければならないであろう。